

# 人間ドック受診料を助成します

問合せ 住民ほけん課  
 国保年金担当 ☎991-1868  
 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

## 松伏町国民健康保険の被保険者の方

- ▶対象/次の要件に全て該当する方
  - ・受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方
  - ・人間ドックの受診日に35歳以上の方
  - ・国民健康保険税を完納されている方
  - ・人間ドックの助成を受ける年度内に特定健康診査を受診していない及び受診する予定がない方
  - ・受診結果を国へ統計資料として提供することに同意していただける方
- ▶定員/150名(申込み順)
- ▶助成額/人間ドックに要した費用の7割とし、21,700円を限度とします。
- ▶申込み/①国民健康保険証②免許証などの本人確認書類③特定健康診査受診券(お持ちの方)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。
- ※受診票等を発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません)。
- ▶申請/人間ドック受診後1か月以内に①国民健康保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。
- ▶注意事項/同一年度に人間ドックの助成と特定健康診査の受診はできません。

## 後期高齢者医療保険の被保険者の方

- ▶対象/次の要件に全て該当する方
  - ・松伏町に住民票がある又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用)
  - ・後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない及び受診する予定がない方
  - ・後期高齢者医療保険料を完納されている方
- ▶定員/30名(申込み順)
- ▶助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。
- ▶申込み/受診前に電話で後期高齢者医療担当(☎991-1884)へお申し込みください。
- ▶申請/人間ドック受診後1か月以内に①後期高齢者医療保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、後期高齢者医療担当へ申請してください。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の皆さんへ

## 風しんの抗体検査を受けましょう ～あなた自身と周りの人を守るために～

問合せ 保健センター ☎992-3170・3100

### 有効期限は令和4年2月28日(月)まで!

風しんの追加的対策事業は、公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、他の世代に比べて風しん抗体保有率が低い【昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性】を対象に、無料で抗体検査を実施しています。

松伏町では令和3年度の風しん追加的対策事業について次のとおり実施します。

対象	クーポン券	有効期限
昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日生の男性	昨年、一昨年にクーポン券を送付しました。 ※クーポン券の有効期限を延長します。	令和4年2月28日(月)まで ※お早目に受診してください

#### ▶内容・利用方法

抗体検査を行い、予防接種をする必要があると判定された方のみ風しんワクチンを接種します。利用される際は、クーポン券(台紙から剥がさずに持参)と保険証を忘れずにお持ちください。

	全国の医療機関	職場健診	特定健診(町国保のみ)
抗体検査	○	○	○
予防接種	○	—	—

いずれも  
費用は無料

#### ▶その他

- ・転出された場合は、町のクーポン券は利用できませんので、転出先へご相談ください。
- ・クーポン券を紛失された方は、保健センターで再発行申請手続きが必要です(持ち物:印かんと本人確認書類)。